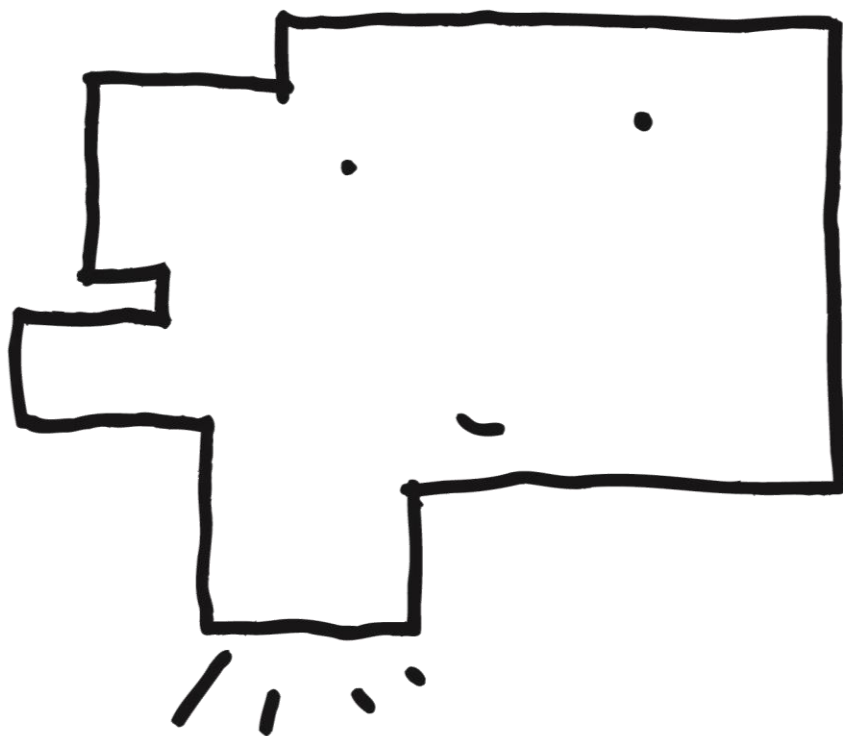


その活動に、10万円[※]。



ボランティア・市民活動を応援する助成金

えんがわファンド

(平成30年度募集要項)

※ 1団体に対する助成額の上限(原則)です。

平成30年度 市民活動助成事業「えんがわファンド」募集要項

1 目的

調布のまちがより豊かになることを目指して、幅広い分野のボランティア・市民活動及び児童・生徒の体験活動を支援することを目的とします。また、本助成事業を通して、団体同士、あるいはセンターと市民活動団体が相互に交流し、協力しあう関係構築を目指しています。

2 対象

- (1) 調布市内で活動するボランティアグループ・市民活動団体（任意団体もしくはNPO法人等）
- (2) 市内小中高等学校（生徒会やPTA等、学校を拠点に活動する団体も可）

3 対象となる事業内容

- (1) まちづくり、福祉、社会教育、環境、災害、国際協力などの公益的活動
- (2) 活動を通して、社会によい効果をもたらすと同時に、活動者自身の学びになるもの

※ただし、営利・宗教・政治を目的とする活動は対象になりません。

※同一事業への助成は3年までです。

※他の助成金を取得・申請している事業も、対象となります。

4 対象となる経費

事業の目標を達成するためにかかる経費

経費の制限は特にはない（人件費や家賃等も可）ですが、以下の経費は対象となりません。

【対象とならない経費】

- ・ 市民活動支援センターが提供するサービスの会費・利用料（サポーター、電話代行サービス、出前講座など）及び主催する講座・イベントの参加費
- ・ 学校の場合、児童・生徒の体験活動に直接関係のない経費（関係者の昼食費など）

5 助成金額

各団体に対する助成金額は、10万円を上限とします。

6 助成対象期間

平成30年6月1日（金）～平成31年5月31日（金）

※この対象期間外に支払われている経費については、助成の対象になりません。

7 応募方法

所定の申請書に必要事項を記入の上、市民活動支援センターに持参していただくか、郵送で提出して下さい。また、申請書と一緒に活動の様子がわかる写真や積算根拠のわかる資料を提出してください。法人格を有する団体については、前述の書類に加え定款、決算書、事業計画書の写しを提出してください。なお、提出していただいた書類は、ご返却いたしません。あらかじめご了承ください。

8 応募期間

平成30年3月23日（金）午前9時～4月28日（土）午後5時 必着

9 選考方法

選考委員会を開催し、書類審査により助成団体及び助成金額を決定します。

ただし、申請内容の把握のために、必要に応じて活動状況の聞き取り調査を行うことがあります。

10 選考基準

- (1) 公益性 社会的に意義があり、活動の効果や成果を市民が享受できるものか
- (2) 先駆性 これまでにない新しい発想や視点、内容、方向性があるものか
- (3) 緊急性 至急取り組まなければならない課題に対するものか
- (4) 継続性 一過性のものでなく継続的に活動が行われ、発展が望めるものか
- (5) 地域性 地域に根ざした活動で、広がりが期待できるものか

11 助成の決定

選考結果は採否に関わらず、平成30年5月31日（木）までに代表者様宛に文書で通知します。

※助成団体名、内容、金額は当センターホームページ及び広報紙で公開します。

12 助成金の交付方法

助成が決定した団体に対して、平成30年6月末日までに指定の口座に振込にて交付します。

13 助成対象事業における「えんがわファンド」の名称掲載

助成を受けた団体は、対象事業で作成した広報物、購入した備品等で「えんがわファンドの助成を受けました」等の文言を明記して下さい。

14 活動現場訪問の受入

助成を受けた団体は、助成対象期間中に市民活動支援センター運営委員及びサポーター会員、スタッフによる活動現場訪問を必ず受け入れていただきます（訪問日時については事前に調整します）。

また、その様子を市民活動支援センターホームページにアップさせていただきます。

15 「ちょうふチャリティーウォーク」への参加

助成を受けた団体は、調布市内を半日ウォーキングするイベント「ちょうふチャリティーウォーク」に協力していただきます。また、同実行委員会で活動PRの時間を設けますので、ご参加ください。

※ちょうふチャリティーウォーク参加者が支払う参加費がえんがわファンドの原資となります。

16 市民活動団体情報の掲載協力

市民活動支援センターホームページへの団体登録及び市民活動団体リストへの掲載

17 えんがわファンド交流会の開催

団体相互の情報交換や交流によるネットワーク形成を目的に実施しています。助成を受けた団体は、平成31年開催（日程未定）の交流会にご参加いただきます。

18 助成を受けた事業についての実施報告

(1) 実施報告書の提出

対象事業が終了次第速やかに（平成31年6月期日）、実施報告書及び証憑類（領収証・レシート等、金額及び内容がわかるもの）を提出していただきます。

(2) 報告ポスターによる活動内容の公開

対象事業の実施内容を広く公開することを目的に報告ポスター（A3）を作成していただき、市民活動支援センターはばたき展示スペース等で掲示します。（詳細は別途通知）

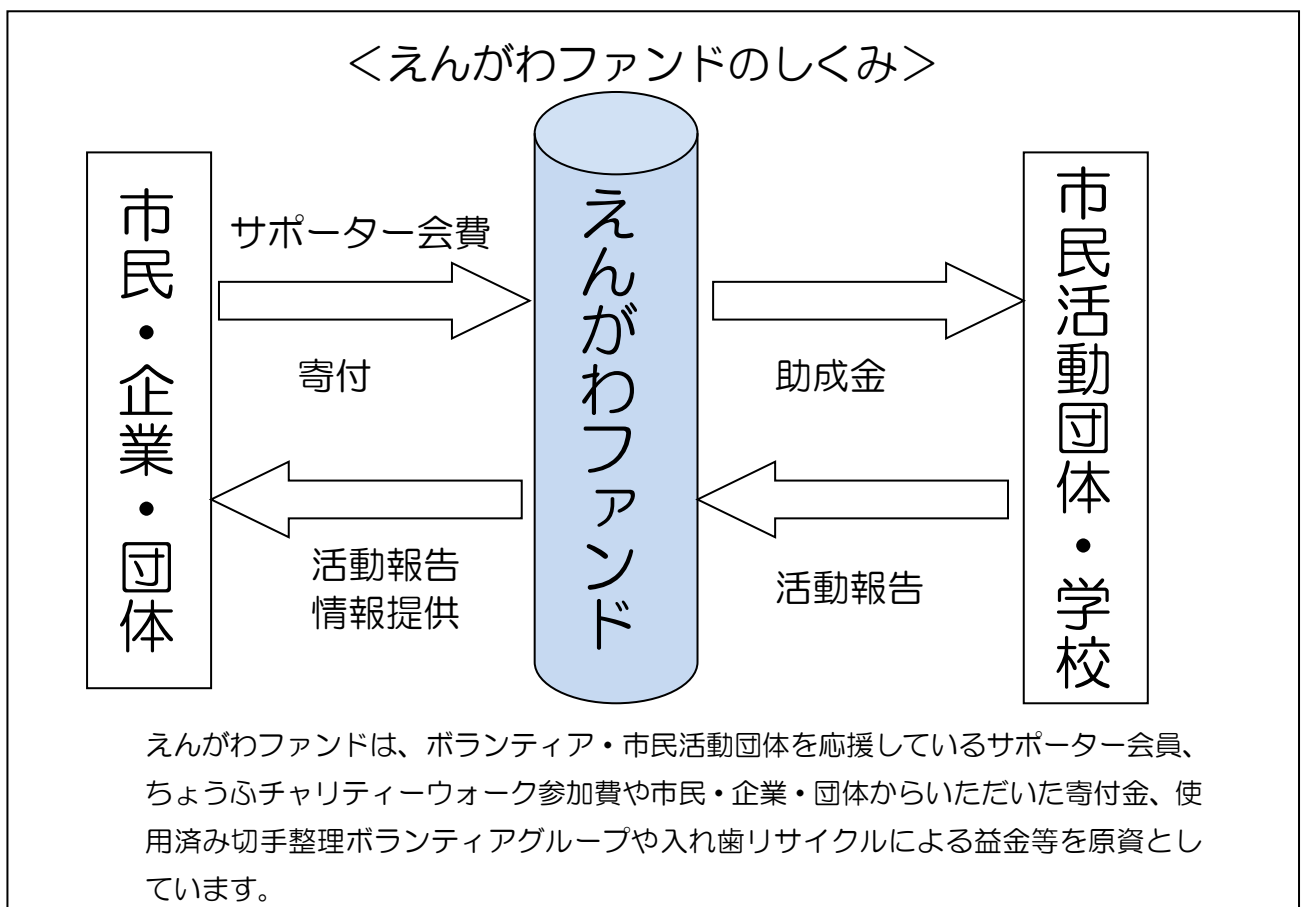
19 助成金の返還

次の場合は、助成金の全部または一部を返還していただきます。

- (1) 偽りその他不正な手段により、助成金の給付を受けたことが判明したとき
- (2) 助成金を、対象活動以外または対象経費以外に使用したとき
- (3) 助成の活動を中止もしくは完了できなかったとき
- (4) 実施報告書の提出がないとき

20 個人情報の取り扱いについて

市民活動支援センター個人情報保護方針に基づき、当助成事業の応募を通じて皆様からお預かりする個人情報は厳重に取り扱い、当助成事業の運営にのみ使用します。個人情報を応募者の承諾なく第三者に提供することはいたしません。



市民活動支援センターは、「市民が主役のまちづくり」に欠かせないNPO やボランティアなどの市民活動を支援するための拠点です。

活動スペースの提供、市民活動に関する情報の収集・提供、各種相談、講座・研修会の開催、交流事業などを行っています。

調布市からの委託を受けて、社会福祉法人調布市社会福祉協議会が運営しています。

＜申込み・問合せ先＞

調布市市民プラザあくろす 市民活動支援センター
(運営：社会福祉法人調布市社会福祉協議会)

〒182-0022

調布市国領町 2-5-15 コクティール 2階

TEL：042-443-1220

FAX：042-443-1221

E-mail：npo-center@ccsw.or.jp

<http://chofu-npo-supportcenter.jp/>